

**名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体
(リーフレット及び入札案内書・申込案内書)
契約書(案)**

名古屋市(以下「甲」という。)と***** (以下「乙」という。)とは名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体(リーフレット及び入札案内書・申込案内書)に掲載する広告に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、乙が民間企業等を広告主とする広告を掲載すること(乙が自ら広告主になる場合を含む。)に関し、その取扱いを定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(契約期間の短縮)

第3条 甲は、契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

(仕様)

第4条 仕様については、別添「令和7年度名古屋市有地売払い・貸付け入札広報媒体(リーフレット及び入札案内書・申込案内書)広告募集要領」のとおりとする。

2 乙は、この契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、財政局広告掲載要綱(以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。)の定めるところに従い、広告の掲載を行わなければならない。

(広告料)

第5条 乙は、本件広報媒体が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとし、広告料は金*****円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金*****円)とする。

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更前の広告料(税抜き)に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。

2 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、令和7年5月9日までに納付しなければならない。

- 3 乙が前項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、乙は納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合により算出した延滞金を甲に支払わなければならない。
- 4 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（広告の作成）

第6条 広告の掲載内容は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

（掲載内容の管理）

- 第7条 広告掲載内容に関する第三者からの問合せ及び苦情については、乙の責任において、速やかに対応するものとする。
- 2 前項の対応に要する費用は、乙の負担とする。

（公共性等への配慮）

第8条 乙は、広告の作成に関して、名古屋市役所の公共性に配慮しなければならない。

（広告主及び広告内容の審査）

- 第9条 乙は、広告内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載することができない。
- 2 前項審査の必要があるため、乙は、令和7年7月分については申込時の広告内容から変更ができない。令和8年2月分について変更を行う場合は、令和7年10月10日までにデータ等必要な書類を甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、第1項の審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告主及び広告の内容に対する修正等の指示）

- 第10条 甲は、掲載中の広告が名古屋市広告掲載要綱等の規定に反すると判断した時は、いつでも乙に対して広告主及び広告の内容の修正等を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 乙は、事前に甲の承認を得ないで、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、この契約解除が相当であると甲が認めるとき。
- (2) 乙が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議により、この契約を解除することができる。
- 3 前 2 項によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告料を違約金とし、乙に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

（広告内容についての責任）

第13条 乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。
- 3 甲に対して、乙の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に基づく広告掲載を行うに当たって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。

- 2 乙は、この契約を履行するに当たり甲に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 4 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たら

なければならない。

(著作権等の管理)

第15条 乙は広告の掲載に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の秘密の保持については、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解釈等)

第18条 この契約の定めに疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、甲の指示に従うものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市

契約事務受任者

名古屋市財政局長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所

氏名

印

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。